

# 契約書に「**土壌汚染調査**」の条件記載がありませんか？

UGRは環境省土壌汚染指定調査機関です。相談/ご提案/お見積りは **無料!**

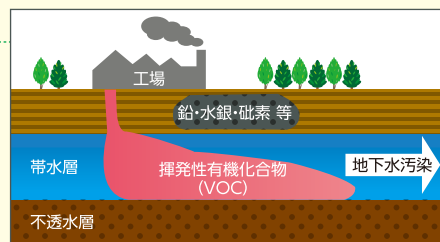
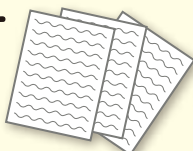
UGRは豊富な経験・実績と信頼で、皆様の「不動産取引の安心と安全」を提供します。



**相談**

土壌汚染対策法は、土地の土壌汚染を見つける為の調査や汚染が見つかった時に、その汚染によって私たちの健康に悪い影響が生じないように、土壌汚染のある土地の適切な管理の仕方について定める法律です。

**無料で、ご提案・見積りを作成します**



**調査**

〈簡易土壌調査〉  
安くて・早い

◎グリーンテスト ◎グリーンテストeco

〈簡易土壌汚染調査〉

◎Green Test eco

土壌汚染対策法に規定する調査を必要とする土地ではないが、土壌汚染の現状把握を目的として、簡易的に実施する調査。

〈公定法調査〉  
しっかり調査

◎土壌汚染対策法に準拠した調査

〈土壌汚染調査〉

◎自主調査: 土壌汚染対策法に規定する調査を必要とする土地ではないが、土壌汚染の現状把握を目的として自主的に実施する調査。

◎3条調査: 使用が廃止された「特定有害物質の製造、使用または処理をする水質汚濁防止法の特定施設」に係る工場・事業所の敷地があった土地。

◎4条調査: 一定規模(3,000㎡以上)の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると判断され調査命令が発令された場合。

◎5条調査: 都道府県知事が土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると判断され調査命令が発令された場合。

◎条例調査: 地方自治体で施工されている土壌問題に関する独自の条例。



**浄化工事**

豊富な知識と経験、確かな技術でより確実に!!

安全・安心な土地にします!

【完全浄化】

・掘削除去・原位置浄化

【健康被害がないように対策】

・舗装処置・盛土処置・封じ込めなど



**指定区域解除**

土壌汚染対策法上の指定区域「要措置区域」「形質変更要届出区域」の指定解除までお手伝い致します。

他社調査でも、浄化工事のご提案・お見積りを**無料**で致します。資料をお送りください。

お気軽にご相談下さい



**無料地盤相談**

**0120-218-128**

提案書・見積書を無料作成させていただきます。

**UGRコーポレーション株式会社**

本社 〒435-0041 静岡県浜松市東区北島町1521  
TEL.053-421-8128 FAX.053-421-8129

営業拠点 東京・愛知・大阪・北陸・九州

環境省土壌汚染指定調査機関2014-3-10

NETWORK  
自社ネットワークで  
全国対応します。



土壌汚染調査  
見積り・相談 無料

UGR 検索